### 平成31年度の入札・契約制度の改正について

平成31・32年度足利市入札参加資格審査(定期受付)を行い、以下のように入 札・契約制度を実施します。

#### 1 格付等について

次のとおり取り扱うものとします。

#### (1) 格付について

市内業者及び準市内業者を対象に、以下の工種につき、区分に応じて行うものとし、建築一式工事、舗装工事の格付に対する総合点数を改正します。

工種	等	総合点数		
	級	平成31・32年度	現行	
土木一式工事	Α	790点以上	790点以上	
	В	680点以上790点未満	680点以上790点未満	
	С	680点未満	680点未満	
建築一式工事	Α	780点以上	750点以上	
	В	780点未満	750点未満	
舗装工事	Α	730点以上	700点以上	
	В	730点未満	700点未満	

上記以外の工種については、格付をしていません。

#### (2) 主観点数について

主観点数に「建設業労働災害防止協会への加入状況」を追加します。なお、 $1 \sim 4$  については現行からの変更はありません。

番号	項目	数值
1	市発注工事の工事成績	
	工種別の工事成績及び受注件数(定期	工事平均成績が70点以上の場合
	審査年度の前々年度の1月1日から定期	(工事成績の平均点数-69)×(受
	審査年度の12月31日までに完成検査	注工事件数の平方根)×3+20 (点)
	が完了した、予定価格が1件130万円	(点数に小数部分があるときには、これ
	を超える工事を対象とする。)	を切り捨てた点数とする。)
		特定建設工事共同企業体が請け負っ
		た工事については、その構成員それぞ
		れが、工事成績が当該工事の成績であ
		る1件の工事を施工したものとして算
		出する。ただし、予定価格については、
		総額により判断する。

2	足利市優良建設工事等表彰要綱(以下「表	
	彰要綱」という。)に基づく優良建設工事	
	表彰受賞歴	受賞対象工種ごとに
	表彰要綱に基づく表彰受賞者の受賞回	受賞回数×20 (点)
	数(定期審査年度の前年度及び前々年度	
	の2年間の受賞を対象とする。)	
3	障害者の雇用に関する状況	
	申請日直前の6月1日現在において障	該当する場合は10(点)
	害者の雇用の促進等に関する法律(昭和	
	35年法律第123号)第43条第5項	
	に規定する事業主であって、同日現在に	
	おいて障害者(同法第2条第2号に規定	
	する身体障害者、同条第4号に規定する	
	知的障害者及び同法第72条の2に規定	
	する精神障害者をいう。以下同じ。) を法	
	定雇用労働者数以上雇用しているとき	
	又は、申請日直前の6月1日現在にお	
	いて同法第43条第5項に規定する事業	
	主以外のものであって、障害者を1人以	
	上雇用しているとき	
4	消防団員の雇用等に関する状況	
	(1)足利市消防団協力事業所表示制度実	該当する場合は20(点)
	施要綱に基づき消防団協力事業所表	
	示証の交付を受けているとき	
	(2)足利市消防団員を2名以上雇用して	該当する場合は15(点)
	いるとき	
	(3)足利市消防団員を1名雇用している	該当する場合は10(点)
	とき	
		ただし、20点を上限とする。
	(2)及び(3)については、役員が該当する	
	場合も対象とする。	
5	建設業労働災害防止協会への加入状況	
	本社、主たる営業所又は年間委任先の	該当する場合は5 (点)
	営業所において、建設業労働災害防止協	
	会に加入しているとき	
L		1

# (3) 発注基準金額について

土木一式工事のA級・B級に対する発注基準金額を改正します。

工種	等	発 注 基	準 金 額
上、性	級	平成31・32年度	現行
土木一式工事	Α	500万円以上	700万円以上
	B	B 3,500万円未満	3,500万円未満
	ט		300万円以上
	С	1,000万円未満	1,000万円未満
建築一式工事	A	500万円以上	500万円以上
建架 八工事	В	3,000万円未満	3,000万円未満
舗装工事	Α	130万円超	130万円超
	В	1,000万円未満	1,000万円未満

## (4) 指名基準数について

現行からの変更はありません。

発注見込み金額	指 名 業 者 数					
光仕兄との立領	平成31・32年度	現行				
500万円未満	5者以上	5者以上				
500万円以上	6者以上	6者以上				
1,000万円以上	8者以上	8者以上				
5,000万円以上	10者以上	10者以上				
10,000万円以上	1 2 者以上	12者以上				